

## 喜茂別町商工会無料職業紹介所設置要綱

### (設置)

第1条 町民と町内企業の間における雇用関係成立の斡旋を行う無料の職業紹介事業を行うため、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の4第1項に規定に基づき、喜茂別町商工会無料職業紹介所（以下「職業紹介所」という。）を設置する。

### (位置)

第2条 職業紹介所の位置は、虻田郡喜茂別町字喜茂別293番地1（地域振興センターみらい）とする。

### (開設日等)

第3条 職業紹介所の開設時間は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとし、その日が休日にあたる場合は、その翌日とする。

### (職業紹介責任者)

第4条 職業紹介所に、法第33条の4第2項において準用する法第32条14に規定する職業紹介責任者を置く。

### (業務及び取扱い範囲)

第5条 職業紹介所の業務及び取扱い範囲は、別に定めるきもべつ商工会無料職業紹介所運営規程に基づき、運用するものとする。

### (個人情報の適正管理等)

第6条 職業紹介所の行う業務に関して、雇用主及び求職者から得られた個人情報については、法第51条の2及び商工会個人情報保護規定に基づき、厳正に管理するものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、職業紹介所の運営等に関し必要な事項は、商工会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、無料職業紹介事業許可日（平成30年1月1日）から施工する。